

## 代診医等の派遣実施要領

### (目的)

第1 この要領は、地域医療の確保を目的としてへき地診療所等勤務医師等が不在となる場合に、へき地診療所等への医師等派遣を円滑に行うため必要な事項を定めるものとする。

### (派遣先)

第2 派遣先は、次のとおりとする。

- 一 へき地保健医療対策実施要綱に基づくへき地診療所
- 二 国民健康保険第1種へき地及び第2種へき地診療所
- 三 その他、へき地医療対策委員会が必要と認めた医療施設

### (事由)

第3 代診医等の派遣事由は下記の事項によるものとする。

- 一 へき地診療所等の常勤医師等が病気、学会参加、研修参加、冠婚葬祭、厚生休暇等により一時的に不在となる場合
- 二 へき地診療所等の非常勤医師等が病気、学会参加、研修参加、冠婚葬祭、厚生休暇等により一時的に不在となる場合
- 三 へき地診療所等において、代診として専門的医療が必要とされる場合

### (派遣申請)

第4 医師等の派遣が必要な場合は、へき地診療所の開設者等は、別紙様式1により岐阜県へき地医療支援機構(以下「支援機構」という。)専任担当者あてに申請するものとする。但し、へき地医療拠点病院等と診療所等間で協議の上、代診派遣が可能な場合に限っては別紙様式2により代診派遣施行後に、へき地診療所等開設者が、支援機構専任担当者あてに報告書を提出するものとする。

### (調整)

第5 前条により派遣申請があった場合、岐阜県へき地医療対策委員会のもと、支援機構事務局で、派遣調整を図るものとする。

### (決定)

第6 前条による調整結果については、別紙様式3により申請者あて、別紙様式4によりへき地医療拠点病院等あて通知するものとする。

### (変更・取消)

第7 前条で決定された内容を変更若しくは取消す場合は、速やかに別紙様式5により支援機構に届出るものとする。

(協定書)

第8 医師等の派遣を行う場合は、責任の所在及び経費負担等を明確にする必要があるため、へき地診療所開設者等及びへき地医療拠点病院長等相互で協定書を締結するものとする。

(負担金)

第9 医師等を派遣されたへき地診療所の開設者等は、協定書に定める負担金を医師等を派遣したへき地医療拠点病院等に支払うものとする。但し、旅費等については、各市町村等の規定により派遣医師等に支払うこととする。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、医療従事者の派遣に関して疑義がある場合は、支援機構事務局において決定する。

附則

この要領は、平成16年 6月 8日から施行する。